



北海道中央バスグループは 貸切バス事業の安全性について 評価され認定を受けました。

- 北海道中央バスグループ4社（北海道中央バス㈱・ニセコバス㈱・札幌第一観光バス㈱・空知中央バス㈱）は、平成23年8月19日、（社）日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」第1回認定委員会において、安全輸送に対する取り組みが優良と認められ、全国では21社、道内では中央バスグループ4社が最初の認定を受けました。
- この制度は、「安全性に対する取り組み状況」「事故および行政処分状況」「運輸安全マネジメントの取り組み状況」を評価し、利用者にとって貸切バス事業者の安全に対する取り組みが分かるように、認定・公表することを目的としたものです。
- 中央バスグループ4社は、9月1日からシンボルマークである上記に掲げたマーク「SAFETY BUS」のステッカーを中央バスグループのバスに貼り付け運行しております。シンボルマークの星「★」の数は、初年度はひとつで、2年ごとに審査認定を行い、最短4年で最高の三ツ星「★★★」になることができます。
- この制度が創設された背景は、平成12年2月、貸切バスの規制緩和に伴い新規事業者の参入が相次ぎ、需給バランスが崩れたことで価格競争が激化し、結果として、安全性をないがしろにした事例が多発したこと、また平成19年2月、大阪吹田市で発生した「あずみ野観光バス」の重大事故等を契機としたものでした。
- これらを受け、国土交通省は貸切バス事業者に対する監査を実施したところ、業界の信頼を失墜しかねない事態が危惧され、同省に「貸切バスに関する安全等対策委員会」を設置、新たな制度の検討を始めました。平成19年10月この対策委員会において、安全な貸切バス事業者を選択できる仕組みの構築が提言され、これを受け、平成20年9月国土交通省・日本バス協会など関係機関の実務者が委員となり、本制度を創設するための検討委員会を設置、各関係機関の意見も取り入れながら検討を重ね、平成22年12月本制度が創設されました。
- また一方で、総務省行政評価局が貸切バスの安全確保対策に関し、全国の貸切バス事業者の運行状況等を調査したところ、数多くの事業者が法令に違反していたことが判明したため、平成22年9月に同省は国土交通省に対し、バス事業者に対する指導を行うよう勧告しております。
- 中央バスグループは、引き続き輸送の安全の取り組みを徹底し、「三ツ星」の取得を目指すとともに、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」が社会に広く理解され、運賃の高低だけでなく安全性がしっかり評価されて選択されるよう期待し、会社をあげて周知活動に取り組んでまいります。

【北海道中央バス㈱】



【ニセコバス㈱】



【札幌第一観光バス㈱】



【空知中央バス㈱】



※認定証はクリックすると拡大されます。